

Title	欧洲戦争と米国の貿易状態 (上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.997(101)- 1015(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本社

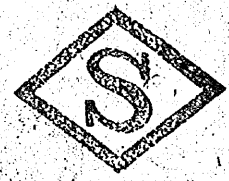
東京府南葛飾郡砂村

東京出張所

東京市日本橋區蠣殼町三丁目

東京工場

東京府南葛飾郡砂村



大日本製糖株式會社

大阪工場

大阪府東成郡北村

大里工場

福岡縣門司市外大里町

臺灣工場

臺灣嘉義廳五間厝庄

雜錄

歐洲戰爭と米國の貿易 狀態(上)

堀江 歸一

歐洲開戰以來米國が貿易上有利なる地位に立ち經濟社會の好景氣を維持しつつあることは、多數人士の認むる所なれども、戰爭の爲めに米國の貿易狀態に生じたる變動は盡く順調のものを見る可からず、殊に英國の對獨封鎖政策并に英獨兩國の貿易上に加へつゝある制限が米國貿易狀態に及ぼしたる影響に至つては、同國の經濟社會を苦むるもの少なからず。由來戰時に於

て交戰國と中立諸國との間に於ける貿易を尊重し、或る程度まで之を平時に於けると異なる所なからしむるは、國際間の通商關係の緊密なる今日に於て、最も重要な問題なるに拘はらず今回の戰爭に就て見るに、中立國たる米國の貿易は種々の點に於て交戰國の制限する所と爲り其當然發展す可き點に至らざるの趣あり。固より千九百十五年度(千九百十四年七月に始まり千九百十五年六月に終る)に於て米國の輸出貿易は著しく増加し、一方に輸入貿易の減少と相俟つて、輸出超過の大なるを得たり。即ち千九百十四年八月に至る數箇月間輸入は常に輸出に超過したるが、九月に至りて輸出を増加せしむるの事情發生し、爾來巨額の輸出超過を呈するに至れること左表の如し。(單位一千弗)

一九一四年	輸出	輸入	入超	出超
七月	一五、二五	一五、七五	五、五〇	—
八月	二〇、〇〇	一五、〇〇	五、〇〇	—
九月	二五、〇〇	一五、〇〇	—	一〇、〇〇

一九一五年	一月	二五、八六	二五、八六
二月	二五、八六	二五、八六	二五、八六
三月	二五、八六	二五、八六	二五、八六
四月	二五、八六	二五、八六	二五、八六
五月	二五、八六	二五、八六	二五、八六
六月	二五、八六	二五、八六	二五、八六

輸出増加は主として對歐輸出の關係に出づるものなり。蓋し歐洲以外の諸國は米國より貨物を買入れ、其代金を決済するに當り、或は歐洲より借入れたる資金を以てし、或は歐洲に賣却する貨物代金の振替を以てするものなるに、歐洲開戦以來交戰諸國は戰費の供給に忙はしく、外國に融通し、又は生活必需品に屬せざる貨物を買入るゝの資金を有せず、一方に獨逸は英國の海上權に妨げられて、英國が絶對禁制品とし又條件付禁制品とする貨物の供給を得るに難く

殆ど總ての貿易品は二者の孰れかに屬したるを以て、斯る結果を生じたるものなり。茲に於てか開戦の當初、米國は從來獨逸并に英國より物資の供給を受けたる全世界の市場を奪うに至る可しと想像したる樂天論者は此事實に接して、失望を禁ずる能はざりしと雖も、世界經濟上の關係より云へば、已むを得ざる所とす可し。而して米國の對歐輸出は著しく増加したりと雖も之を以て直に米國經濟社會に繁榮を齎したりとす可からず。普通の場合に於ては、輸出貿易の増加は其利益を農工業全體に及ぼすの道理なれども、今回の如き戰時に際するや、或る貨物の輸出増加と共に、他の貨物の輸出減少に接し、其生産者を苦むること少なからず。綿花の如き此後者に屬する類例として、顯著なるものなり。

歐洲に對する輸出の増加を以て、軍需品の賣行に歸するは一般に行はるゝ説なれども、事實

に當らず。現に千九百十四年九月より千九百十五年五月に至る九箇月間の軍需品輸出高は三千四百萬弗にして、前年同期に於ける六百萬弗に對して、二千八百萬弗を増加したるのみ。輸出貿易増加の重要原因は食料品殊に穀物の輸出に基くものにして、而して此増加たる、千九百十四年に於て、歐洲以外の諸國を通じ、北米の外盡く穀物の作柄、平準以下に居り、ダーダネルスの閉鎖、バルチック海に於ける獨逸の制海權は露西亞并に巴爾幹の穀物供給を西部歐洲の交戰諸國に輸送する能はざらしめ、從來黑海方面より穀物を買入れたるスカンデナヴィア、和蘭、伊太利、希臘等が米國に其需要を致したるが故にして、米國に於ては食料品の代價に騰貴を來すと共に、其輸出高を増加し、千九百十五年五月に終る九箇月間に於ける輸出高は前年同期の輸出高一億七百萬弗に對して、四億三千一百萬弗と爲れり。即ち三億二千四百萬弗の増

加は米國が輸出市場たる獨逸を失ひながら、他の歐洲諸國に於ける需要の増進に依て收め得たるものにして、此一事を以て自ら貿易差額の米國に有利と爲れる原因を説明するに難からず。肉類の輸出に就て見るに、一時獨逸艦隊の南太平洋に居れる爲め、聯合諸國とアルゼンチン國との交通不安を極め、其後同艦隊の殲滅せられたる日に於ても、聯合諸國軍隊の需要盛なりし爲め、米國の肉類輸出は漸次増加し、遂に獨逸軍隊が佛國の牧畜業地方を占領したると、自耳義救援の目的を以て、米國の救護團が肉類を買入れたるとの爲め、益々増加を告げ、前記九箇月間に於ける輸出額は前年同期の五千四百萬弗に對して、一億六千萬弗に上れり。又獨逸が英國に砂糖の輸出を禁止したる爲め、英國は其供給を米國に仰がざる可からざることゝ爲り、一方に砂糖の代價騰貴を抑制する目的を以て、政府自ら砂糖の買收分配を掌りたるに拘は

らず、前記九箇月間に於ける輸出高は二千百萬弗に上り、前年同期の輸出高を超過すること二千萬弗に及べり。次に増加の著しき輸出品は飼料にして、前記九箇月間の輸出高七千百萬弗を數へ、前年同期に對して六千萬弗を増加した

り。
戰時の需要に關聯して輸出の増加したるは革、革製品并に織物類にして、前者は前記九箇月間に於て、六千八百萬弗の輸出を來し、前年に對して四千八百萬弗を増加し、後者は此間三千万弗より三千五百萬弗に増加したり。更に軍需に直接の關係を有する諸貨物例へば馬、騾馬、鐵、鞍、飛行機、自動車、同上タイヤ、車輛、燃料油、馬靴、外科用器械等に就て見るに、是等の内特に輸出の増加したるは、馬、騾馬、自動車にして、千九百十五年五月に終る九箇月間に於て、二十五萬頭の馬（前年同時期には一萬八千頭）五萬三千頭の騾馬（前年同時期には四千頭）

を輸出し、自動車の輸出高は一百萬弗より三千万弗に増加し、斯くて軍需品全體の輸出高は一億四千八百萬弗に上り、前年同時期に對して、一億一千九百萬弗を増加したり。

故に米國が歐洲交戰國に供給したる貨物は軍需品よりも食料品を以て重なるものとし、又軍需品中兵器よりも兵器製造材料の輸出増加に著しきものあるを示せり。兵器製造材料と稱するは、鉛、亞鉛、真鍮、同製品、針金、鋼鐵片、旋盤機等にして、殊に亞鉛の如きは、從來世界に之を供給したる獨逸、白耳義の貯藏品が聯合諸國に遮斷せられたるの結果、千九百十五年五月に終る九箇月の輸出は六千二百萬弗に上り、前年同時期の輸出に對して四千六百萬弗を増加したり。今輸出品を類別して、増加の狀況を示せば、左の如し。（單位一千弗）

	一九一四年五月 に終る九箇月間	一九一五年五月 に終る九箇月間	千九百十五年に 於ける増加額
第一類 兵器	六、二八三	三四、四二一	二八、一三七
第二類 兵器製造材料	一六、二九一	六二、三六〇	四六、〇六八
第三類 軍需品	二五、八五六	一四七、七二〇	一二一、八四五
第四類 織物	五、二九三	三五、二三九	二九、九四五
第五類 革類	二〇、五九九	六〇、一五〇	四七、五五〇
第六類 食料品	二一八、三九〇	六二七、四一七	四〇九、〇二六
第七類 飼料	一〇、四一九	七〇、六四〇	六〇、二二一
計	三〇三、〇三五	一、〇四五、九三二	七四二、八九七
其他の輸出品	一、五二九、二五五	一、一四六、九四二	（減）三八二、三一二
合 計	一、八三二、二九〇	二、一九二、八七五	三六〇、五八四

故に上記九箇月間に於ける米國の輸出貿易は必ずしも驚く可き程度に於て増加したるものに非ず。戦争と共に、米國に於ける生産上の方嚮に大なる異動を惹起し、從來製造賣却せざりし貨物を製造賣却する一方に、曩日製造賣却したる貨物を製造賣却せざるに至れるは明白の事實にして、現に第一類乃至第七類以外の貨物輸出

の如き大に減少し、此内には綿花の減額三億一千六百萬弗鐵并に鋼鐵製品の一十七百萬弗、農具の二千萬弗、木材并に木具の四千一百萬弗、銅の三千六百萬弗を包含せり。斯る貿易狀態の健全ならざるは勿論にして、戦争に依て減縮したる輸出貿易が其舊狀に復するに非ざれば、米國に眞實の繁榮の來るを望む能はず。而して最

も大なる打撃を蒙れる南部諸州の産物にして、其原因は英國が獨逸の重要市場に禁制を加ふるに在る以上は、米國に繁榮を齎すの道は即ち此禁制の撤去に外ならざるや論を俟たざるなり。

二

今回の戦争に於て最も顯著なる事相の一は英國が其偉大なる經濟的勢力を發揮しつつあるの事實是れなり。サー・ウォーター・ラレーは世界の海運業を支配する國民は即ち世界の貿易を支配し、進んで世界自身を支配するものなることを論じたるが、此議論は歐洲大戦争に於て、遺憾なく實證せられたり。英國は開戦當初に於て世界海運の一半以上を掌握したるが、總て敵國に有利なる海運業を廢止し、一方に自國の保險會社をして米獨貿易の危險を保證せざらしめ、其割引市場を敵國に對して閉鎖するの舉に出でたり、此事たる英國が其經濟的權勢を合法に運用したるものと認む可しと雖、英國の爲す所は

實際に此以上に出で、中立國に對して獨逸に輸送せらるる貨物の通過するを拒絶するは勿論自國の貨物を獨逸に輸送することを約定せざる國を脅かす手段を講ずるに至れり。即ち開戦當初英國は獨逸の海底電線を切斷し、米國と北歐との通信をして英佛兩國の海底電信に依頼するの已むを得ざるに至らしめたるが、伊太利が聯合諸國に加盟するに及んで、海底電信に對する英國の支配は愈々確實と爲り、歐洲中立諸國に對する米國の通信は英國の檢閱官が獨逸に利益を及ぼす取引に關係するものと想像したるときには、其受信者に到達せざるの結果を生じたり。斯の如きは中立國の貿易に對して、先例なき干渉を加へたるものなるが、英國の中立國に對する處置は敢て此一事に止まらず、例へば護謨の如き、羊毛の如き英國が其供給を支配する貨物に就ては、米國が是等を原料として製造したる貨物を英國の敵國に輸送せざることを證明を與

へざる限り、米國に供給することを遮斷し、獨逸に對する封鎖を履行して、米國に剩餘亞斯并に染料の供給せらるることを妨害し、米國の銅輸出業者をして銅の仕向地を英國海軍に通知せしめ、リザーブール綿花取引所が英國に敵對する諸國と取引を行はざる約定に服従せざる米國人を取引所より除外したる等の處置は其結果の重大なる點に於て、特に注目を値する所なり。

第一に米國が平生獨逸に供給を仰がざる輸入品例へば護謨、羊毛、錫等に就て見るに、是等物資の一部は英領殖民地より來るを常とし、而して英國は米國が是等の物資を原料として製造したる既製品又は原料其ものを獨逸に輸送せざることを條件の下に、殖民地をして米國に供給せしむることを許可するの方針に出でたるが故に實際には原料が英領殖民地より來らず又合衆國內に産出せらるる場合に於ても、其原料若し

くは既製品を輸出する能はざることを爲れり。今日合衆國は世界に産出する護謨の半額を消費し、又合衆國に輸入せらるる護謨の半額以上は英領殖民地の産出に係るものなり。開戦の當初金融市場并に海運業に生じたる混亂の一掃せられたる後に於ても、合衆國は護謨の輸入に困難を感ぜざるを得ざりき。即ち開戦後約四箇月に亘り、獨逸巡洋艦エムデン號が到る所に暴威を逞うし、其撃沈したる二十餘隻の商船中には一百萬弗の護謨を積載したりと稱せらる。斯くて錫倫并に新嘉坡より護謨の供給せらるるもの杜絶して、其市價に暴騰を來し、十一月十日エムデン號の撃沈せられたる爲め、市價は一時低落したれども、之と相前後して英國が英領殖民地の護謨輸出に禁制を加へたるを以て、直に以前の程度に復するに至れり。之より前即ち九月二十一日英國は護謨并に護謨製品を條件付禁制品とし、英國商人の是等貨物を獨逸に輸送するこ

とを不可能ならしめ、又獨逸附近の中立國に輸送する場合にも、英國に於て臨檢を加ふる爲めに、之を困難ならしめ、現に十月下旬米國汽船クルーランド號が護謄并に銅を載貨として、伊太利に向つて航行するや、英國は之を永くジブラルターに抑留し、續いて護謄タイヤを絶對禁制品とするの舉に出でたり。然も英國は之を以て満足せず、護謄並に生護謄が中立國を經由し虚偽の船積證の下に、米國より獨逸に輸送せらるゝことを恐れ、十一月十二日生護謄が英帝國領土の如何なる部分より英國以外の國に輸出せらるゝを禁止し、一方に米國の護謄貿易業者は國務省に陳情し、此制限を緩和するの運動を試みたれども、何等の效を奏さざりき。殊に當時米國に於ける護謄事業關係者の困惑したるは英國が如何なる期間斯る禁制を繼續するや、不定なるの一事に存したり。即ち此禁制にして永續せんか、生護謄は必ず英國市場に山積し、禁制

の解除と共に、其代價に暴落を來す可く、隨て十二月前後の高價を以て、護謄を買入れたる當業者は解禁後に之を買入るゝ當業者に依て、大なる壓迫を蒙らざるを得ず。茲に於てか米國の護謄事業關係者は代表者を倫敦に派遣して、英國政府と交渉せしめ、英國は始め護謄製品が合衆國を経て英國の敵國に輸送せらるゝ事實を根據とし、又米國政府が船舶出發後三十日間載貨の内容を公表せざる事實に疑惑を懷き、容易に交渉を開始せざりしが、結局護謄俱樂部並に米國護謄協會等の團體が米國大藏省と協力して、獨逸附近の中立國に輸出するが如き虚偽の中立を爲さしめざる條件の下に、英國護謄輸出業者をして米國に護謄を輸送せしむることを許容するの方針を決定し、千九百十五年一月八日を以て、(一)大規模の製造業者は倫敦に保證金を供託するときは直接に護謄の輸送を受けるを得べく右の護謄を歐洲に輸出したるときは、上記保證

金は沒收せらるゝこと、(二)護謄仲買人は紐育の銀行を荷受人として護謄の輸送を受け紐育駐在英國總領事に再輸出を行はざる誓約書を示して、貨物を引取るを得ることの二條件公表せられたり。右再輸出を行はざる誓約書には、買入るゝ護謄は米國內の使用に供するか、又は英佛露の三國に輸出するか、其一に止まり、何時にても帳簿の檢閲を受く可く、戦時を通じて右の條件を取消さるゝも、損害賠償を請求せず、國外に輸出する場合には、其輸出先を示すこと等の諸條件記入せられたり。

斯くて米國の自動車並に發動機車の中立諸國に對する輸出は大なる妨害を蒙り、米國の商會は英國の貯藏品中より「タイヤ」を引渡すか、又は倫敦の代理店に「タイヤ」を送付し、輸出先に之を轉送せしむるの方法を取るに至れり。即ち米國が「タイヤ」を輸出するを得ると否とは一に之を許可する英國官憲の心證に依るものにし

て假に米國の「タイヤ」を輸出する國が瑞典なりとし、而して瑞典の取引先が獨逸人に類似する姓名を有し、英國官憲が之に嫌疑を懷きて、輸出を許可せざらんか、瑞典の取引先は「タイヤ」を有せざる自動車を輸送せられざるを得ざる可し。然も英國の中立國貿易に對する制限は漸を以て嚴峻と爲り、協定を爲しつゝあるの間即ち千九百十四年十二月二十三日を以て、護謄を絶對禁制品としたり。護謄は倫敦宣言に於て自由貨物の一たり。蓋し護謄は平和を目的とする工藝に使用せらるゝこと多く、交戰國に對する輸送を禁止せざる可からざる程度に於て戦争關係の用途に直接の關係を有せざるは、此種別を生じたる原因にして、千九百九年と今日とを比較して護謄の用途に異動の接せざる以上は、往年自由貨物たりしものは、今日に於ても亦自由貨物たざる可からざるなり。

次に羊毛に就て見るに、米國は被服並に織物

製造用として、羊毛を需要する所甚だ多く、其輸入額は遙に内國生産を超過するを常とす。而して輸入羊毛は被服並に毛布の原料たる優等品と絨氈の原料品たる普通品とに區別せらるる普通羊毛の供給地は支那、露西亞、土耳其等にして、是等の内露西亞、土耳其の兩國は羊毛の輸出を禁止したれども、供給の大部分は支那より之を仰ぎ、而して支那の貿易狀態は何等攪亂せられざるを以て、兩國の輸出禁止は米國に大なる苦痛を及ぼすに至らず。羊毛の優等品に就ては、其六割を英國領土の供給に仰ぎ他を南米に求むるの狀態なるを以て、羊毛供給に關する困難は主として優等品に繋がれり。米國に於ては千九百十三年十二月一日以後アンダーウッド・シモンズ關稅法の下に、生羊毛を無稅品としたるを以て、爾後開戰當初まで、羊毛の輸入せられたるもの少なからず。現に内國に輸入せられたるもの多きと共に、引渡中のものありて、十月末まで常

に多額の羊毛を受入れた。然るに同月倫敦に於ける羊毛賣の季節に際し、英國は羊毛の輸出を禁止し、濠洲並にニュージラランドも亦之を禁止し、一方に英國船舶が南米の羊毛を合衆國に向て搭載することも禁止せられたるを以て、羊毛の米國輸入高は十一月に入りて減少し、翌月更に減少したり。唯三月に入りて、聊か恢復したるは、其前月英國政府と米國羊毛輸入業者との間に協定成立し、米國は冬季に要する羊毛を輸入するを得ること、爲れる結果なれども、何人も此協定が何時まで存続するや知る能はず、前途に危險の念を懷かざるを得ざりき。

此際米國織物業者と英國政府との間に、羊毛輸入に關する協定を爲すに就て、大なる困難と爲れるは、英國が羊毛を獨逸に輸送せざるの保證を求むるに對し、米國の之に副うを不可能なりとするの事情に存したり。蓋し羊毛が織物として其最後の消費者に到達するまで、幾多の段

階を経るの事實に顧みるときは、米國の輸入業者が此種の保證を與ふるを肯せざりしも亦已むを得ざるものとす可く、一方に織物業者は聯合諸國よりの織物の註文殺到するに拘はらず、之に應ずるに必要な原料品の供給せられざるに苦しみ、政府に陳情する者日に多きを加へたり。斯くて全國毛織物業者に依て組織せらるる織物業協會は一の計畫を案出し、羊毛の輸送を要する者は毎回協會々頭エー・エム・パターンソン氏を通じて、英國官憲に請求し、羊毛引取前、之を他に輸出せざる誓約書に署名す可く、羊毛は總てパターンソン氏又は英國政府の承認したる銀行團の一を荷受人とし、銀行はパターンソン氏の書面に接せざれば、羊毛を引渡さるることの諸點を公にし、尙ほ立案の趣旨を説明して「此計畫實行の曉には、米國は商務院に對して、合法の手段に依り、自國より羊毛の輸出せらるること、若を抑制する道德上の義務を負うものにして、若

しも斯る輸出にして行はれんか、英國は之を以て、米國內に自國の用に供するより以上の羊毛の存する證據を認め、其供給に制限を加ふ可きが故に、羊毛使用者並に取引商人は斯る行動を避け、モンタナ産の羊毛と雖も、尙ほ其輸出を制限して、以て英國が濠洲産羊毛の米國に輸出せらるることを禁止し、又英國の船舶を以て南米より來る供給を遮斷するが如きことなからしむるを要すと言へり。

羊毛並に護謨に關して行はれたる計畫は錫に關しても亦適用せられ、英國が殖民地を擧げて其輸出を禁止せしめて以來、米國は錫並に同上製品を内國又は聯合國諸國の用に供する保證の下に、英國より輸入の許可を得るに止まれり。

以上米國が主として英國領土より供給を仰ぐ貨物に就て叙述したるが、獨逸を重要な供給

地とする貨物例へば剝篤亞斯並に染料等は戦争に依て如何なる影響を蒙れるや。剝篤亞斯は今日米國の輸入品中、最も重要なものの一にして、人造肥料の材料として、缺く可からざる用途を有し、殊に近年東南部の綿花栽培地に於て使用せられ、又其一部は化學工藝品の資料に供せらるゝに拘らず殆ど獨逸の獨占に屬し、他に其供給を仰ぐ可き所あるを見ず。平時に於ては剝篤亞斯は毎年五月より十二月に至る間獨逸のシンヂケートに依て供給せらるゝと雖も、其期間の前半に於ける輸入高は寡少なるを常とし、隨て千九百十四年八月歐洲開戦の當時に於ても其時まで輸入せられたる所は少額に止まり、然るに開戦と同時に、獨逸は剝篤亞斯中、彈藥に使用せらるゝ鹽酸加里の輸出を禁止し、五六週間を経て之を解除したれども、代金支拂の困難、輸送力の缺乏、獨逸礦山に於ける勞働者不足等種々の原因重なりて、大なる輸入に接す

る能はず。固より米國の當業者と獨逸剝篤亞斯シンヂケートとの間には、長期に亘る受渡の契約ありと雖も、其契約中に戦争條項の存するありて、契約は開戦と同時に無効に歸し、一方にシンヂケートは、獨逸港灣閉鎖の結果、ロッテルダムを経由して、貨物を輸送する爲めに生ずる運賃率の加重、海上運賃並に保險料の騰貴に基き負擔を米國荷受人に於て當る條件の下に契約に定めたる價格を以て、米國に剝篤亞斯を輸送することを提議し、米國亦之を容れて、剝篤亞斯一噸三十七弗五十仙（從來の引渡價格三十三弗五十仙）を以て輸入を企てたれども、獨逸鐵道が軍事輸送に忙はしき際、充分の供給を收むるに難く、千九百十四年十月の輸入高は前年同時期の輸入高九萬二千噸に對して、一千八百噸に減するに至れり。然も獨逸政府は米國に供給せられたる鹽酸加里が米國より英國に輸送せられて、彈藥の原料と爲り、又は米國に於て

彈藥の製造を自由にして、後に英國に輸出せらるゝことを恐れ、千九百十五年一月二十九日鹽酸加里の輸出を絶對に禁止したり。

之より前開戦當初に於て、漢堡港内に剝篤亞斯を載貨とする三隻の米國行汽船ありき、其内の二隻は英國の船籍に、他の一隻は獨逸の船籍に屬したるが、獨逸汽船は捕獲を恐れ、英國汽船は獨逸官憲に抑留せられて、共に漢堡より出港する能はず、然も米國に於て剝篤亞斯の供給著しく減少するや、米國の當業者は國務省に陳情し、漢堡港内に於ける載貨をロッテルダムに移送するの許可を獨逸に求め、同地より米國に輸出せしむるの許可を英國に求め、長時日の交渉を重ねたる後漸く千九百十五年四月に至り、

(一) 上記剝篤亞斯はロッテルダムを経て、米國に赴くの外、他の方嚮に就く可からざること、

(二) 米國官憲は剝篤亞斯の分配に監督を加へ、人造肥料並に化學工藝品製造工場に其供給を限

り、彈藥製造に之を供せざるの保證を獨逸官憲に與ふることの二條件の下に、三國間の協議成立せんとしたるが、獨逸が剝篤亞斯積取の爲め米國より綿花を載貨とする三隻の米國汽船の渡航を要求したるに對し、米國は其英國封鎖令に牴觸するを恐れて、之を容れざりし爲め、剝篤亞斯は依然漢堡に抑留せらるゝの已むを得ざることゝ爲れり。隨て千九百十五年度の農業季節に於て、米國に於ける人造肥料の利用は著しく減縮し、綿花產出地方に於ては、四割乃至五割の減縮を來したりと傳へらるゝのみならず、實際使用せらるゝ肥料中剝篤亞斯の含有分は平生より少なく、此狀態にして繼續する以上は、其綿花收穫に不良の影響を及ぼす可きは疑を容れず。

米國人は常に米國が自足自給の經濟狀態を維持し、米國一箇を以て完全なる世界を成すことを誇負するものゝ如しと雖も、今回の戦争に於ける實驗より斷するときは、此事たる、事實

を距るの遠きものあり。即ち綿花の如き米國は自國の要求するよりも多くを産出し、戰爭に依て輸出を遮斷せられんか、忽にして經濟社會を苦しむ可く、剝奪亞斯の如き原料も亦戰爭の爲めに供給杜絶し、染料に就ても亦事情の同じきものあり。曩日米國の織物業者は植物性又は動物性産物を以て染色用に充てたれども、是等天然の染料はコールターより産出せらるゝ、化學染料の爲めに驅除せられ、今や米國は舊時の天然染料を製造し、又は之を應用する設備を有せず、又其技術者を缺き、一方に化學染料の供給は之を大規模に製造する獨逸の獨占に歸せり。米國に染料工業の發達せざるは、種々の原因に基くものとす可く、而して其の一原因が媒合産物の生産に伴う困難に存するや、疑を容れず。獨逸は媒合産物の産出を固く祕密に付し、副産物に就ても亦自ら用途を求めつゝあり。獨逸の染料工業は専ら四大會社の手に在り、媒合産物、既製

染料は總て是等會社に依て生産せられ、副産物亦會社に依て使用せらるゝの狀態なり。今米國に於て斯る事業と競争して、染料工業を起さんとするには、其規模の獨逸と同様に大なるを要するは勿論なれども、媒合産物の或るもの若しくは或る既製染料は米國に於て獨逸製造の祕傳を知るか又獨逸專賣特許權の消滅するに非ざれば、之を製造する能はざるのみならず、染料工業の各方面を擔任する數千の技術者を養成することも亦一朝一夕の間に之を期す可からず。戰時染料の供給不足するや、米國に於て斯業の計畫に或る刺戟を與へたるが如しと雖も、戰時の變態のみを目標とし、一方に平和恢復後廉價なる獨逸産物の競争に接することを顧みずして、事業を創立するが如き、危險の沙汰にして、思ふに米國に於て此事業を起さんとするには、假りに或る時日を以てし、其創始時代に於ては高率の關稅を以て保護を加へ、且つ戰後に於ける外

國の人爲的廉賣に對して、之を防遏する手段を設けざる可からずと雖も、關稅率の加重は必ず染料需要者の非難を招く可く、又現時の民主黨政府に於て、實行に難きの事情ある可し。

米國には從來二三の化學染料製造工場なきに非ずと雖も、其事業に要する媒合産物は之を獨逸より輸入したるが故に、戰時の供給不足の問題を解決するには何等の用を爲さず。固より米國は廣大なる骸炭製造業を有するの關係上、他の諸國に比較して、多量のコールターを蒐集するに難からず。然も現實に必要なは媒合産物を得るの一事に存し、而して之を得るには、技術、特許、熟練、組織、市場等の諸條件の備はれるものなかる可からざるを以て、戰時に於て獨逸産物を製う可き代用品を米國自ら求むるの望なく、染料需要者の困難は結局獨逸の供給を收むるの事を除いて、他に道を存せざるものとす可し。

歐洲戰爭の破裂に際し、獨逸は染料の輸出を禁止し、八月下旬ロツテルダムを経由して、合衆國に染料を輸送することを許容したるが、九月末獨逸領事官より米國が染料を英國に供給しつゝあることの報告を本國政府に致したり。固より再輸出の額は小なりしとするも、斯る輸送の行はれたるは事實にして、現に千九百十五年三月末日に至る九箇月間と前年の同時期とを比較し、英國に對する米國の染料再輸出額が二萬三千弗より五萬四千弗に上り、又米國産の染料輸出高が二十四萬四千弗より五十三萬八千弗に上れるの數字を以て、事の一斑を説明するを得べく、此外に戰貨の内容に關する申告を偽りて英國に輸出せられたる染料の存することを認めざる可からず。英國も亦米國と同じく獨逸染料の供給に依頼するものなるが故に、獨逸は恰も英國が護謨の供給を遮斷したると同じく、染料の供給を英國に杜絶せしめんとし、米國の需要

する部分を限りて、染料を供給し、一方に米國をして自國に食料品又は其他の物資を供給せしむるの交渉を開始したり。然も米國は食料品を載貨とする自國の船舶を獨逸に送還して、途中に捕獲せらるゝことを恐れ、十月染料積取の爲めマタンザス號を獨逸に渡航せしむるに當り、特に之を空荷としたるが、獨逸政府は同船を以て若干の染料を輸送することを許可し、十一月十五日紐育に歸航し來り、千九百十五年一月第二回、同三月第三回の發航を見、此間米國は直接に獨逸に綿花を輸送し、千九百十五年三月一日英國が勅令を以て、獨逸との交通を遮斷するまで、此方法に依て染料の供給を收め得たり。即ち同年三月二十三日前後ワレン並にマタンザスの二汽船が染料を齎して、紐育に到着したるを最終とし、爾後再び之を得るの見込なく、一方に三月一日染料並に其獨逸輸出品を搭載して、ブレイトメン港に碇繋したる米國の汽船は英

國勅令の豫告を受けて、載貨を積卸して、空しく歸航し、獨逸亦米國に供給せんとする染料が英國軍艦に捕獲せられて、英國の手に入らんとを恐れて、進んで染料を米國に供給するの手段を講ぜざるに至れり。

斯くて米國に染料の供給杜絶するや、爲めに影響を蒙ることの大なる當業者は政府に運動を試み、一方に紐育選出代議院議員ヘルマン・メツ、氏は織物、製革、製紙、壁紙、繪具、印刷用墨汁製造業者等染料を使用する者一千名に書面を發して、實際の影響を照會したるが、其回答を綜合して、二百萬人の勞働者が直接間接に損失するの事實を公にしたり。茲に於てか、染料輸入制限緩和に關する英米兩國間の交渉に就て、米國は熱心なる態度を持し、英國亦米國より間接に染料の供給を受けるを有利なりとする事情の存するを以て、結局千九百十五年四月中旬に於て、米國織物業協會の倫敦代表者はロッテルダ

ムを經由して、染料を搭載したる貨物船二隻の供給を受け、染料は總て商務省長官レッドフー・ールド氏を荷受人とし、同氏より織物業協會員に分配せらるゝの協定を遂げたり。然れども織物業協會は染料を必要とする者の全部を包含せざるの故を以て、米國多數の人士は此協定に満足せざる一方に、獨逸政府亦染料は英國の恩恵に基く非常臨時の輸送に依て、米國に移動す可きものに非ず、米國が獨逸と自由に通商を行ふ權利の下に輸送せらる可く、英國は實に之に對して不法の妨碍を加ふるものなることを理由として右協定の下に、染料を輸送することを拒絶したるを以て、結局染料の輸送を實現するに至らざりき。

即ち獨逸は米國が獨逸と規律ある交通を開始し、米國の權利として獨逸に諸般の貨物を輸送するに至るの時まで、染料の供給を留保するの方針を取れるものなり。染料が剝奪亞斯よりも

米國に取つて一層重要な關係を有するは論を俟たず。蓋し染料の供給不足は眼前に於ける事實なるに反し、剝奪亞斯の不足は千九百十六年の收穫期に至るまで、其影響の暴露せらるゝもの少なきを以てなり。而して染料、剝奪亞斯以外に米國に輸入の杜絶したるは皮革、毛皮、玩具、陶器、麻織物、絹絲、毛織並に絹織物製品、手袋の類にして、千九百十五年三月一日英國が勅令を以て、獨逸の港灣より出港する船舶は航海を繼續するを得ず、其載貨は英國又は聯合諸國の港灣に陸揚し、捕獲審檢所長官は其英國に於て必要とせざる物資に限り、之を保管するか、又は賣却し、代金は審檢所の適當と認むる方法を以て、處分することを發布したるが故に、爾來和蘭亞米利加線、スカンデナヴィヤ、亞米利加線、瑞典亞米利加線、諾威亞米利加線の諸航路は總て獨逸の貨物を搭載せざることゝ爲れり。殊に右の規定は直接に獨逸より積出す貨物

のみに止まらず、中立國を経由する獨逸の貨物にも適用せらるゝを以て、米國は直に英國の方針に對して抗議を試み、英國が獨逸を封鎖するも、獨逸附近の中立諸國を経由して、米國に獨逸貨物の輸送せられんとするを妨得する英國の權利を否認したり。此抗議に對して、英國は漸く七月下旬に至りて、答辯書を送ると共に、當初の封鎖令を緩和し、米國が三月一日以前に獨逸に賣却したる綿花は三月三十一日まで中立國を経由して、輸出することを許可し、同時に三月一日以前に代金の支拂を下したる貨物の輸入をも許可したり。而して其後英國は米國をして全然獨逸貨物の供給に缺乏せしむるを不可なりとし、和蘭亞米利加線の航路を指定して、斯る貨物を輸送せしむることゝしたり。英國が此航路を指定したるは、同航路の船舶は海峽附近を通航し、英國艦隊に於て自由に臨検するを得るが故にして、貨物が米國人の所有に屬し、三月

一日以前に代金の支拂はれたること、獨逸駐在米國領事官の面前に於て以上の事實を宣誓することの二條件の下に、獨逸貨物の米國輸送承認せられたる次第なり。而して獨逸貨物がロッテルダムを経由して、米國に輸送せらるゝ時期は始め之を六月一日に限り、後に六月十五日に延期したるが、此期限の近づくに隨ひ、紐育の輸入貿易業者は前途を憂慮し、六月十日會合して、政府に陳情することに決定し、三月一日以前に秋季の需要に應ずる爲め、五千萬弗の商品を注文し、其一部分の到着したる今日、將來の輸送を停止せらるゝことの苦痛に就て力説し、政府亦英國に交渉を開始したるが、英國政府は之を容るゝに至らざりき。

斯の如く米國政府が輸入貿易の制限緩和に努力したる一理由は輸入税は國庫の收入に於て重要な地位を占むるの事實に存す。近年米國の租稅收入約七億弗に上り、其三億弗は輸入税に

依て收納せられ、而して獨逸の對米輸入品は製造品なるを以て、多く課稅せられて、收入の源泉たり。最近四年間獨逸貨物は米國輸入品の一割五厘を占め、有稅輸入品のみで計算するときとは一割四分五厘を占む。千九百十五年三月一日に終る八箇月間に於ては、米國の獨逸貨物輸入高は前年同時期に於ける一億二千七百萬弗より七千六百萬弗に減少したり。假に輸入税の平均稅率を二割五分とすれば、八箇月間に一千二百七十五萬弗、一箇年間に一千九百萬弗の輸入稅減收を生ずるの道理にして、更に其以後に於ける如く、輸入貿易に對する制限嚴峻を加へんか、財政上に失う所益大ならざるを得ず。英國の非交通政策が中立國たる米國の權利を蹂躪し、其實利を害するの容易ならざるを知るに足る可きなり。

本編は米國人エドワ・ジョン・ジョー・クラップ氏の著「戦争の經濟的光景」中の數章を採録したるものなり。次號に於ては「獨逸を餓死せしむる政策」、「戰時に於ける特殊の註文品」に就て紹介する所ある可し。

内外興信制度の研究(下)

山 崎 繁 樹

六 類似の興信所

興信所は其職務遂行を容易ならしむる爲めに從來屢次行はれし如く時に他の經濟的目的を有する大なる團體と併合することあり。即ち此場合には興信所は其團體の機關となり、而して團體は之に對して絶へず諸種の報告を與へて援助するのみならず尙之を支配することを得べし。例之佛國に於ては所謂シンデケートと相關聯し又獨逸に於ては各種の利益團體にして自ら興信所を起せるものあり。然れども此等の興信所は種々の習慣と直接接觸して經驗を積む能はざるの缺點あり。

「ザクセン」に於ては興信所と同時に起りたる